

## 制度創設時に立ち返り医療事故の定義を再確認しよう(3)

—医療事故調査報告書の公表は医療安全につながらない—

| 中央区・城山支部 西田橋小田原病院 | 小田原 良治

2022年11月5日、愛西市の集団接種会場で2人の医師と数名の看護師が新型コロナワクチン接種業務に従事していた。BMI 38の高度肥満、高血圧、糖尿病、脂質異常症、慢性腎臓病、睡眠時無呼吸症候群でCPAP使用中の元喫煙者という42歳女性が受診、問診を経て、ワクチン接種となった。心血管系のハイリスク事例といえるであろう。ワクチン接種後、15分程で急変、心肺停止状態となった。近くにいた医師が呼ばれ、心肺蘇生を行いつつ後方病院に搬送したが、そのまま死亡した。新型コロナワクチン接種後短時間で死亡した事例であり、「医療に起因」し、かつ「予期しなかった」死亡事例に当たると考えられた。

愛西市は、センター報告すべき「医療事故」事例であると判断し、医療事故調査・支援センターに報告し、医療事故調査委員会（長尾能雅委員長）を設置して、院内医療事故調査を行って来た。ここまでは法令に基づいた適切な対応である。ところが、2023年9月26日、長尾能雅委員長らは、記者会見し医療事故調査の内容を公表するとともに医療事故調査報告書の全文を公開した。報告書公開・記者会見は医療事故調査制度の趣旨を逸脱した行為である。このような行為自体が紛争の引き金になりかねない。実際、遺族は、市を提訴するとともに関係者の刑事告発を決めたとの報道がなされている。事故調査報告書の公表は、医療従事者が「Second Victim」となるのである。

院内事故調査報告書は、匿名化より厳密な、非識別化が求められており、他の情報と

の照合によっても識別できないように加工しなければならない。また、院内調査結果は、遺族に「口頭又は書面若しくはその双方の適切な方法」で説明することとされており、第三者への開示は想定されていない。センター調査についても、関係者の厳密な守秘義務が課されており、報告書の公表・公開は想定されていない。「本制度の目的は医療安全の確保であり、個人の責任を追及するためのものではない」「個別の調査報告書及びセンター調査の内部資料については、法的義務のない開示請求に応じないこと」と守秘義務が明示されている。報告書を公表・記者会見を行うという長尾能雅委員長らの行為は、医療事故調査制度の趣旨を逸脱しているばかりではなく法令に違反しているのである。

医療事故調査制度は、WHOドラフトガイドラインでいう「学習を目的としたシステム」として作られた制度であり、非懲罰性・秘匿性・独立性が必要とされている。医療法においても第三章「医療安全の確保」に位置づけられ、同制度が専ら医療安全の制度であることが謳われている。厚労省Q&Aでも、「今般の医療事故調査制度は、同（WHO）ドラフトガイドライン上の『学習を目的としたシステム』にあたります。したがって、責任追及を目的とするものではなく、医療者が特定されないようにする方向であり、第三者機関の調査結果を警察や行政に届け出るものではない」とし、非懲罰性、秘匿性、独立性を謳っている。医療事故調査報告書を公表し記者会見等を行うことは法令違反である。

長尾能雅委員長らの行為が医療事故調査制

度の根幹を揺るがす法令に違反する行為であることは言うまでもないが、さらに大きな問題は、これらの行為が医療事故調査・支援センターとの共謀ではないかということである。以下、医療事故調査・支援センターとの共謀が疑われる点について述べてみたい。

本年3月31日開催の中央医療事故調査等支援団体等連絡協議会において、医療事故調査・支援センター機能を受託している日本医療安全調査機構が、「院内調査報告書」、「センター調査報告書」の第三者公表を非公開で検討していることが明らかになった。医療事故調査制度創設に関わった委員の質問に対する日本医療安全調査機構の回答は、まさに、第三者公表を前提に、公表に誘導するための方法論を検討していると思わせるような内容であった。その後、本年9月4日、日本医療安全調査機構再発防止委員会の下に設置された「再発防止のあり方に関する作業部会」で「データ公表」が検討されていることが明らかとなった。これらの事実を引き続いての9月26日の長尾能雅委員長らの院内調査報告書全文の公表と記者会見である。共謀が強く疑われる。また、長尾能雅委員長が、日本医療安全調査機構の「医療事故調査・支援事業運営委員会」の委員であることは共謀の疑いを深めるばかりであろう。

愛西市医療事故調査委員会（長尾能雅委員長）は、医療事故調査制度の趣旨に反し、院内調査報告書を公表したばかりではなく、記者会見を行うという暴挙を行った。医療安全の専門家にあるまじき行為である。そもそも、院内医療事故調査委員会が報告を行うべき相手は、医療機関の管理者であり、長尾能雅委員長らに報告書公表を行ったり、記者会見を行う権限はないのである。そもそも守秘義務に違反しており人権侵害行為であろう。報告書公表により、今、まさに「Second Victim」が発生しようとしている。「Second Victim」にならんとする医療従事者に対しどのように

責任を取るつもりであろうか。長尾委員長らの報告書公表は医療安全につながるばかりではなく、医療安全の制度である医療事故調査制度を破壊する行為と言えよう。

